

第3章 エジプト・アラブ共和国

エジプト・アラブ共和国憲法

第1部 国家

第1条

エジプト・アラブ共和国は勤労者人民の連帯に基づく民主的社会主义体制の国家である。

エジプト人民は、全体的な統一の実現をめざすアラブ民族の一部である。

第2条

イスラームはこれを国教とし、アラビア語はこれを公用語とする。イスラームのシャリーアの原則は、立法上の主要な法源である。

第3条

主権は人民のみに属し、それは諸権限の基盤である。人民は、憲法に定められた方法によりこの主権を行使し、保護し、また祖国統一を維持する。

第4条

エジプト・アラブ共和国の経済基盤は、充足と公正に基づく社会主义的民主主义体制であり、これによって、搾取を排除し、所得格差を是正し、合法的な所得を保護し、国民の義務の公平な負担を保障するものとする。

第5条

エジプト・アラブ共和国の政治体制は、複数政党制に基づく。但し、これは憲法に明記されたエジプト社会の基本的構成要素や原則の枠内のものとする。

政党は、法律でこれを定める。

第6条

エジプト国籍は、法律でこれを定める。

第2部 社会の基本的構成要素

第1章 社会的道徳的構成要素

第7条

社会的団結は、社会の基盤である。

第8条

国は、すべての国民に対して機会均等を保障する。

第9条

家庭は社会の基盤であり、それは宗教、道徳、愛国心を基礎とする。国家はエジプトの家庭の本来の性格とそれが代表する価値と伝統を維持し、エジプト社会の関係において、この性格を保護し、発展させていくものとする。

第10条

国は、母子の庇護を保障し、また、青少年に留意して、能力の伸長を促す適切な環境を提供する。

第11条

国は、女性に対して、イスラームのシャリーアの規定に反しない限り、家族への義務と社会での任務の調和を保障し、また政治的、社会的、文化的、経済的分野における男女平等を保障する。

第12条

社会は、道徳を助長し保護すること、かつエジプト本来の伝統を強化することを義務とし、高度の宗教教育、道徳的愛国的価値、人民の歴史的遺産、科学的真実、社会主義的行動、および公共的道徳を尊重するものとする。但し、これらは法律の範囲内によるものである。

国は、これらの原則を遵守し、強化するものとする。

第13条

就労は、権利であり、義務であり、名誉であり、国はこれを保障する。

国民に対して、いかなる労働も強制することを禁止する。但し、その労働が法律に準じ、公共的任務であり、かつ正当な報酬が保障される場合は例外とする。

第14条

公務は、国民の権利であり、公務員には人民に奉仕する義務がある。国は、公務員を保護し、人民の利益に奉仕する公務員の義務の遂行を保障する。公務員は、懲戒処分の場合以外には、免職されない。但し、法律で定められた場合においては例外とする。

第15条

退役軍人、戦争負傷者、あるいは戦争に関連した負傷者、戦没者の妻子は、法律に従って就労の機会が優先される。

第16条

国は、文化・社会・医療奉仕を保障し、特に農村の水準向上のためにこれらの活動が迅速かつ規則的に遂行されるよう努める。

第 17 条

国は、法律に従ってすべての国民に対し、社会保険および健康保険を供給し、また就労不可能な者、失業者、高齢者には年金の供給を保障する。

第 18 条

教育は、国が保障する権利であり、初等教育は義務教育とする。国は他の教育段階の義務化にも努めるものとする。また、国はすべての教育課程を監視し、大学や研究機関の独立を保障し、これらはすべて教育と社会・生産の必要性との連繋を実現させるものとする。

第 19 条

宗教教育は、一般教育課程における基本科目である。

第 20 条

公立の教育機関は、すべての段階において無償とする。

第 21 条

文盲の排除は、人民を総動員して対処すべき国の義務である。

第 22 条

文民の称号制度は、これを禁止する。

第 2 章 経済構成

第 23 条

国家経済は、開発計画に基づいて組織され、それによって、国家収入の増大、分配の公正、生活水準の向上、失業の排除、就労機会の増大、賃金と生産の関連付け、収入格差の是正のための最低賃金の保障、および賃金の上限の設定を保障する。

第 24 条

人民は、すべての生産手段を支配し、国が定めた開発計画に従って、生産余剰の活用を監督する。

第 25 条

すべての国民は、労働や非搾取的所有に応じて、法律に定められた国家収入の分配を受ける。

第 26 条

労働者は、法律に従って事業の運営に参加し、その利潤を享受し、各自の生産部門の生産向上に努め、その計画の実行を義務とする。生産手段の保全は、国の義務である。

労働者は、公共部門の事業の役員会にその 50%の範囲で代表を送る。また、国は法律に

よって、零細農民および手工業者が、農業協同組合および手工業協同組合の役員会で 80% を占めることを保障する。

第 27 条

公益事業の受益者は、法律に従って事業の運営と監視に参加する。

第 28 条

国は、あらゆる種類の協同組合を保護し、手工業を奨励して生産の発展と収入の向上を促す。

国は、現代の科学的成果に基づいた農業協同組合の強化に努める。

第 29 条

所有権は、人民がこれを監視し、国が保護をする。所有権は、公的所有、協同組合所有、私的所有の 3 種類からなる。

第 30 条

公的所有は、人民の所有であり、公共部門の恒常的な強化によって確保される。

公共部門は全ての分野を先導し、開発計画の主要な責任を負う。

第 31 条

協同組合所有は、協同組合による所有で、法律によって保護され、かつ自主管理が保障される。

第 32 条

私的所有は、非搾取的資本に代表される。逸脱や搾取のない開発計画の枠内における国家経済へのその社会的役割については法律で定められ、その運用においては人民の公的利益と矛盾しないものとする。

第 33 条

公的所有はこれを不可侵とする。それは国力の支柱であり、社会主義体制の基礎であり、人民の福祉の源泉であり、その保護および強化は、法律によりすべての国民の義務とする。

第 34 条

私的所有は保障され、法律で定められている場合および裁判所の判決による場合を除いては、収用されない。公共利益の目的以外、また法律に従った補償なしに、土地が収用されることはなく、また相続権は保障される。

第 35 条

国有化は、公共の利益の目的で、法律に準じかつ補償を行う場合を除いては、遂行され

ない。

第36条

金銭の公的収用は、これを禁じる。私的収用は、裁判所の判決による場合にのみ認められる。

第37条

農民および農業労働者を搾取から保護し、農村での労働者民衆の団結を確保するために、農地所有の上限については、法律によって定められる。

第38条

租税は、社会的公正に基づいて行われる。

第39条

貯蓄は、国によって保護され、奨励され、組織される国家的義務である。

第3部 国民の自由、権利、義務一般

第40条

すべての国民は、法の前において平等である。国民は、公的権利と義務において平等であり、人種、出自、言語、宗教、信条の理由により差別されない。

第41条

個人の自由は、当然の権利であり、不可侵である。現行犯の場合を除いて、何人も逮捕、搜索、拘留、自由の拘束、移動の禁止は受けない。但し、捜査や社会の治安維持の必要性のために命令が出された場合は例外で、この命令は法律の規定に従って、権限のある裁判官あるいは検事によって発せられる。

予備拘留の期間は法律で定める。

第42条

逮捕、拘留、自由の拘束を受けたいかなる国民も、人間としての尊厳が保たれるよう取り扱われるべきとする。国民に対して、身体的あるいは精神的に危害が加えられることは許されない。また、拘留や拘禁は、刑務所に関する法律に規定されていない場所で行われることは許されない。

前述のような圧力あるいは強迫によって供述がなされた場合、これは無効となる。

第43条

個人の任意の同意なくしては、いかなる医学的あるいは科学的実験も行うことは許され

ない。

第 44 条

住居は不可侵であり、法律の規定による司法命令なしに住居の侵入および捜索は許されない。

第 45 条

国民の私生活は、不可侵であり、法律によって保護される。

郵便、電信電話、その他の通信手段は不可侵であり、その秘密は守られ、法律の規定に従った期間の限られた司法命令なしに、その押収、検閲、傍受は許されない。

第 46 条

国は、信教の自由および信教の実践の自由を保障する。

第 47 条

言論の自由は、保障される。すべての個人は、法律の定める範囲内で、口頭、文書、画像、またその他の方法によって意見を表明し、伝達する権利がある。自己批判および建設的な批判は、国家構造の安定のために保障される。

第 48 条

出版、印刷、発行、その他の情報伝達の自由は、これを保障する。報道の検閲は、これを禁じる。行政手段による報道への警告、その活動停止あるいは廃止は、これを禁じる。非常事態あるいは戦時下では、例外的に国内治安または国家安全に関する事項について、新聞、出版物、その他の情報伝達に限定された検閲が課される。これらすべては、法律に準ずるものとする。

第 49 条

国は、国民に対して科学的研究および文学的、芸術的、文化的創作の自由を保障し、その活動を奨励する手段を提供する。

第 50 条

いかなる国民も、法律の定める場合を除いて、居住地の選択について制限を受けず、また特定の場所への居住を強制されることはない。

第 51 条

いかなる国民に対しても、強制出国あるいは入国拒否を命ずることはできない。

第 52 条

国民は、永久的あるいは一時的に海外に移住する権利を有し、その権利および移住と国籍の離脱に関する手続きと条件は、法律でこれを定める。

第 53 条

国は、人民の利益、人権、平和、正義を擁護したために迫害されたいかなる外国人に対しても、政治亡命の権利を認める。

政治亡命者の本国送還は、これを禁じる。

第 54 条

国民は、事前通告なしに武器を携帯しない平和裡の個人的会合を開く権利を有する。公安関係者は、個人的会合への出席は許されない。公的会合、街頭行進、集会は、法律の定める範囲内で許可される。

第 55 条

国民は、法律の定める方法により、結社を設立する権利を有する。活動が社会秩序を乱すものあるいは地下活動や軍事的活動を行う結社の設立は、これを禁じる。

第 56 条

民主的な基盤に基づく労働組合の設立は、法律により保障された権利であり、それは法人格を有する。

社会分野の計画やプログラムを実行し、互助を促進し、組合員間の社会主義的行動を高め、その資金を保護する労働組合の活動については、法律でこれを定める。

労働組合は、倫理的な内規により活動参加における行動について組合員に尋問し、また法律で規定された組合員の権利と自由を守る義務がある。

第 57 条

国民の個人の自由に対する侵害、私生活の尊重に対する侵害、憲法や法律で保障されたその他の権利や自由に対するいかなる侵害も、時効期限のない刑事および民事訴訟が適用される犯罪である。国は、このような侵害を受けた個人に対し正当な補償を行なうものとする。

第 58 条

祖国とその領土の防衛は、神聖なる義務である。法律により兵役は義務とする。

第 59 条

社会主義的成果の保護、およびその強化と維持は国民の義務である。

第 60 条

国家統一と国家機密の維持は、すべての国民の義務とする。

第 61 条

租税および公的賦課金の支払いは、法律により義務とする。

第 62 条

国民は、法律に基づき投票の権利、立候補の権利、国民投票での意見表明の権利を有する。公共活動への参加は、国民の義務とする。

第 63 条

いかなる個人も、公的機関に対して自ら署名をした意見書を提出する権利を有する。集団においては、団体や法人のみが公的機関に対して意見書を提出することができる。

第 4 部 法の支配

第 64 条

法の支配は、国家統治の基礎である。

第 65 条

国は法に従う。司法の独立とその特権は、権利と自由を守るために基本的に保障されている。

第 66 条

刑罰は、一身専属的である。

犯罪や刑罰は、法律のみに依拠し、刑罰は司法判決のみによって課される。刑罰は法律が施行された日以降の行為に対してのみ適用される。

第 67 条

被告は、弁護権が与えられた法廷で判決が下されるまでは無罪である。

すべての被告は、弁護人に自らの弁護を依頼する義務がある。

第 68 条

訴訟は、何人にも保障された侵されざる権利である。すべての国民は、権限のある裁判官に提訴する権利がある。国は、訴訟当事者に裁判請求権と迅速な判決を保障する。

法律は、行政行為および行政決定が司法の権限外にあるような条項を設けることはできない。

第 69 条

本人あるいは代理による弁護の権利は、これを保障する。

法律は、財政的な能力に欠けた者に対して、訴訟および権利の弁護を可能にする手段を保障する。

第 70 条

刑事訴訟は、法律で定める場合を除いて、司法機関の命令なしに開始されない。

第 71 条

逮捕あるいは拘留された者は、逮捕あるいは拘留の理由を直ちに通知されなければならない。当人は、法律が定めた方法により、事態を通知してくれる者に連絡をとり、援助を求める権利を有する。また、当人は自己が受けた告発については、直ちに通知されなければならない。当人あるいは他者は、自己の個人の自由を制限された措置については、法廷に告訴することができる。法律は、一定に期間内に判決が下されることを保障する告訴の権利を定める。一定に期間内に判決が下されない場合は、当人は釈放される。

第 72 条

判決は、人民の名において下され、かつ執行される。権限ある公務員による判決の執行の拒否あるいは妨害は、法律によって処罰される犯罪行為である。この場合、有利な判決を受けた側は、権限のある裁判所に刑事訴訟を起すことができる。

第 5 部 統治形態

第 1 章 国家元首

第 73 条

国家元首は、共和国大統領である。大統領は、人民主権の確認、憲法と法の支配の尊重、国家統一、社会主義的成果の維持に努める。国家行為における役割の遂行を保障するよう各権力機関の権限の範囲に留意する。

第 74 条

共和国大統領は、国家の統一あるいは祖国の安全を脅かし、国家機関が憲法上の任務の遂行を妨げられる非常事態に直面した場合、この非常事態に対処するための緊急措置を取るものとする。また、大統領は国民に声明を発表し、実施した措置について 60 日以内に国民投票を実施する。

第 75 条

共和国大統領の候補者は、エジプト人の両親をもつエジプト人で、市民的および政治的権利を享有し、かつ太陽暦で 40 歳以上の者とする。

第 76 条

人民議会は、共和国大統領を指名する。この指名は、国民投票に付される。

人民議会での共和国大統領の指名は、少なくとも議員の3分の1の提議により、議員の3分の2以上の投票を得た候補者が国民投票に付される。候補者が議員の前述の支持を得ない場合、最初の投票の結果が出された2日後に、候補者指名が再度行われ、議員の過半数の投票を得た候補者が国民投票に付される。

国民投票で投票数の絶対多数を獲得した候補者は共和国大統領と見なされる。候補者が過半数を獲得しない場合、議会は他の候補者を指名する。候補者指名および投票については以前と同様の手続きがとられる。

第77条

共和国大統領の任期は、国民投票の結果が公布された日から太陽暦で6年間とする。共和国大統領の再選は、これを認める。

第78条

新共和国大統領の選出手続きは、共和国大統領の任期満了の60日前に始められる。新大統領の選出は任期満了の少なくとも1週間前までに完了しなければならない。なんらかの理由において、新大統領が任期満了までに決まらなかった場合、前大統領は、新大統領の決定まで職務を続行する。

第79条

共和国大統領は、就任に先立ち、人民議会において次の宣誓を行う。「私は、全能なる神の名にかけて、共和体制を忠実に擁護し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に十分に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う。」

第80条

共和国大統領の報酬は、法律によりこれを定める。

大統領の報酬のいかなる改正も、現大統領の任期中には適用されない。

共和国大統領は、他のいかなる給与や報酬も受け取ることはできない。

第81条

共和国大統領は在任中、自由業に就くこと、あるいは商業、金融業、工業関係の活動に従事することはできない。また、いかなる国家財産を購入し、賃貸し、あるいは自己の財産の一部を国に賃貸し、売却し、または国家財産と交換することはできない。

第82条

共和国大統領が、一時的に職務遂行ができなくなった場合、副大統領がその職務を代行する。

第 83 条

共和国大統領が辞任する場合、大統領は辞表を人民会議に提出する。

第 84 条

大統領職が空席の場合、あるいは大統領の職務遂行が永続的に不可能な場合、人民議会の議長が一時的に大統領職に就く。人民会議が解散しているときは、最高憲法裁判所長官がその職に就く。いずれの場合においても、両者は大統領に指名されないものとする。

人民会議は、共和国大統領職の空席を宣言するものとする。

共和国大統領の選出は、大統領職が空席になってから 60 日以内に行われなければならない。

第 85 条

共和国大統領に対する大逆罪あるいは刑事上の告発は、人民議会の議員の少なくとも 3 分の 1 の同意によって提出され、弾劾は、議員の 3 分の 2 以上の同意が必要となる。

共和国大統領は、弾劾の申し立てが行われた時、直ちに職務の遂行を停止し、弾劾の判決が出るまで共和国副大統領が一時的に職務を遂行する。

共和国大統領の裁判は、特別法廷で行われ、その設置および裁判の手続き、および刑罰は法律でこれを定める。大統領が有罪となった場合、他の刑罰に関係なく大統領は解任される。

第 2 章 立法権

人民議会

第 86 条

人民議会は立法権を行使する。国の一般政策、経済社会開発の一般計画、および国家の一般予算を承認する。また、人民議会は、行政の任務を監視する。これらはすべて憲法によって定められた方法に従って行われる。

第 87 条

国内を区分する選挙区は、法律がこれを定める。人民議会の選出議員数は、少なくとも 350 名で、少なくともその半数は労働者および農民とし、選挙方法は秘密の直接選挙である。

労働者および農民の定義は、法律がこれを定める。

共和国大統領は、10 名を限度として人民議会の議員を指名することができる。

第 88 条

人民議会の議員が満たすべき条件および選挙や国民投票に関する規定は、法律がこれを

定める。投票は司法関係者の監視下で実施される。

第 89 条

政府および公共部門の職員は、人民議会の候補者となることができる。法律で定める場合を除き、議員は人民議会での職務に専念し、それまでの地位や職務は、法律の規定により維持される。

第 90 条

人民議会の議員は、就任に先立って人民議会で次の宣誓を行う。「私は、全能なる神の名にかけて、祖国の安全と共和体制を忠実に維持し、人民の利益に留意し、憲法と法律を尊重することを誓う。」

第 91 条

人民議会の議員は、法律の規定により報酬を受ける。

第 92 条

人民議会の任期は、最初の集会から太陽暦で 5 年とする。新人民議会の選挙は、任期満了に先立つ 60 日以内に実施される。

第 93 条

議会は、議員の資格について判定する権限をもつ。資格争訟裁判所は、人民議会の議長からの依頼を受けて、議会に提出された資格の異議の調査を行う権限をもつ。資格の異議を資格争訟裁判所へ提出するのは、議会が異議の報告を受けた日から 15 日以内とし、資格争訟裁判所の調査は、依頼から 90 日以内に終了しなければならない。

調査の結果および裁判所の結論は、議会に提出され、議会は、調査の結果の提出後 60 日以内に資格の異議についての決議を行う。

議員の資格は、議員の 3 分の 2 以上の多数の決定によってのみ、無効となる。

第 94 条

議員の任期満了前に欠員が生じた場合、欠員について議会が通知を受けた日から 60 日以内に、新議員の選挙あるいは指名が行われる。

新議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 95 条

人民議会の議員は、その在任中、いかなる国家財産を購入し、賃貸し、あるいは自己の財産の一部を国に賃貸し、売却し、または国家財産と交換することはできない。また、契約者、供給者、請負業者として、国といかなる契約も結ぶことはできない。

第 96 条

人民議会のいかなる議員も、信用および尊敬を喪失したとき、議員の一つの条件を喪失したとき、労働者あるいは農民として選出された資格を喪失したとき、議員としての任務を怠ったときを除いて、議員職を剥奪されることはない。議員職は、議員の 3 分の 2 以上の議決によって無効となる。

第 97 条

議員の辞表は、人民議会のみがこれを受理する。

第 98 条

人民議会の議員は、議会あるいはその委員会の任務遂行において表明された思想および意見については、責任を負わない。

第 99 条

人民議会の議員は、現行犯の場合を除いて、議会の事前の許可なしに起訴されない。議会が閉会中の場合には、議会の議長にその許可を求めなければならない。議会は、次回の会期の最初にこの件について取られた措置について、報告を受けなければならない。

第 100 条

人民議会は、カイロに所在する。例外として、共和国大統領あるいは議員の過半数の要請により、他の都市において開催することができる。所定の場所以外での人民議会の会議は違法であり、そこで行われた決定は、無効である。

第 101 条

共和国大統領は、11 月の第 2 木曜日以前に人民議会の年次通常会を召集する。議会が召集されない場合は、憲法の権限によって前述の日に開会される。通常会の開催期間は、少なくとも 7 ヶ月である。共和国大統領は、通常会の閉会を宣言する。但し、国家の一般予算が決定される以前に閉会することはできないものとする。

第 102 条

共和国大統領は、必要と認めた場合、あるいは人民議会の過半数の議員の要求によって、人民議会の臨時会を召集する。共和国大統領は、臨時会議の閉会を宣言する。

第 103 条

人民議会は、年次通常会の最初の会議で一人の議長と二人の副議長を選出する。これら

の職が空席になった場合、議会は残留期間の後任者を選出する。

第 104 条

人民議会は、職務の遂行方法を定める規則を設定する。

第 105 条

人民議会のみが、議会内部の秩序を維持する権限を有する。この権限は議長により行使される。

第 106 条

人民議会の会議は、これを公開とする。

但し、人民議会は、共和国大統領あるいは政府の要請によって、あるいは人民議会の議長あるいは少なくとも 20 名の議員の要請によって、会議を非公開にすることが可能である。人民議会は、この要請を受けて議題の審議を公開あるいは非公開で行うかについての決定を行う。

第 107 条

人民議会の会議は、議員の過半数が出席しない場合、これを無効とする。

議会での決議は、特別多数が必要である場合を除いて、出席議員の絶対多数の投票によるものとする。法律案は、各条項について個別に表決される。

可否が同数の場合、審議された議題は否決と見なされる。

第 108 条、

共和国大統領は、必要な場合あるいは例外的な場合において、議員の 3 分の 2 以上の多数による人民議会の委任によって法的効力のある命令を下す権限がある。権限の委任は一定期間で、その間に命令の内容および命令の根拠を説明しなければならない。命令は、権限の委任期間終了後、最初の人民議会の会議に提出されなければならない。議会に提出されない場合、あるいは提出後に議会がこれを否決した場合には、命令の法的効力はなくなる。

第 109 条

共和国大統領および人民議会の各議員は、法律を提案する権利を有する。

第 110 条

すべての法律案は、議会の委員会の一つに提出され、そこで審議され報告がなされる。

但し、人民議会の議員によって提出された法律案については、委員会に送られる前に、議会での審議の妥当性について検討する特別委員会が調査を行い、議会がそれを承認しなければならない。

第 111 条

いずれかの議員が提出し、議会在否決した法律案は、同一会期中に再び提出されることはできない。

第 112 条

共和国大統領は、法律案を公布し、あるいはこれを拒否する権利を有する。

第 113 条

共和国大統領が、人民議会によって採択された法律案を拒否する場合、大統領は、議会がその法律案を大統領に通知した日から 30 日以内に議会に差し戻さなければならない。法律案が期日内までに差し戻されない場合、これは法律とみなされ、公布される。

大統領が議会に法律案を差し戻し、議会が議員の 3 分の 2 以上の多数で再度可決した場合、その法律案は法律とみなされ、公布される。

第 114 条

人民議会は、経済社会開発の一般計画を承認する。

この計画の立案および人民議会への提出の方法については、法律によりこれを定める。

第 115 条

一般予算案は、少なくとも会計年度が始まる 2 ヶ月前に人民議会に提出されなければならない。予算は、議会の承認がなければ有効ではない。

予算案の投票は、項目別に行われ、法律として公布される。人民議会は、政府の承認なしには予算案を修正することはできない。新予算案が、新会計年度開始までに承認されない場合、前年度予算が、新予算の承認まで適用される。

予算編成の方法については、法律がこれを定める。また、会計年度に関しても、法律がこれを定める。

第 116 条

一般予算における一項目から他項目への予算の移行については、人民議会の承認を必要とする。一般会計以外の支出および予算の増額についても、人民議会の承認を得なければならない。承認後、法律として公布される。

第 117 条

公共機関の予算および決算に関する規定は、法律でこれを定める。

第 118 条

国家会計の最終決算は、会計年度の最終日から 1 年以内に人民議会に提出されなければならない。決算については、項目別に投票を行い、法律として公布される。

中央会計検査院は、年次報告書と所見を人民議会に提出しなければならない。

人民議会は、中央会計検査院に対し、資料や他のいかなる報告書の提出を求めることができる。

第 119 条

租税の賦課、修正、廃止は、法律によってのみ定められる。何人も法律で定める以外、租税を免除されない。

何人も、法律で定める以外の租税あるいは賦課金を課されることはない。

第 120 条

国家財政の維持と支出の方法の基本法則については、法律でこれを定める。

第 121 条

行政権は、人民議会の承認がある場合を除いて、借款の契約あるいは国庫の負担となる計画に関与することはできない。

第 122 条

国庫から支払われる俸給、年金、補償金、補助金、報償金についての規定は、法律でこれを定める。また、例外事項および関係の執行機関については、法律でこれを定める。

第 123 条

天然資源の開発および公益事業に関連する利権の付与に関する規則や手続きについては、法律でこれを定める。また、国の不動産の無償の使用および国の動産の処分について、またその規則や手続きについては、法律でこれを定める。

第 124 条

人民議会のいずれの議員も、首相、副首相、大臣あるいは次官に対して、管轄内のいかなる問題についても質問することができる。

首相、副首相、大臣あるいは次官は、議員の質問に答弁する義務がある。

議員はいつでも質問を取り下げることができる。但し、同一会期中に同じ質問について説明要求はできない。

第 125 条

人民議会のいずれの議員も、首相、副首相、大臣あるいは次官に対して、権限内の問題について説明要求を行うことができる。

説明要求をめぐる討議は、議会在が緊急と判断し政府がこれに同意する場合を除いて、要求の提出から少なくとも 7 日以降に行われる。

第 126 条

大臣は、国の行政全般について人民議会に対して責任を負う。各大臣は、その管轄の任務に対し責任を負う。

人民議会は、副首相、大臣あるいは次官の不信任を決議することができる。但し、不信任案の提出は、説明要求が行われた後で、10分の1以上の議員の提案に基づく。

議会は、不信任案の提出から少なくとも3日以内は不信任の決議はできず、不信任案の可決は、議員の過半数を必要とする。

第 127 条

人民議会は、議員の10分の1以上の提案によって、首相の責任を決議することができる。可決には議員の過半数を必要とする。

この決議は、政府に対する説明要求が行われた後で、かつその動議の提出日の少なくとも3日後以降に行われなければならない。

首相の責任が可決された場合、議会は問題の事項についての内容、最終的な意見およびその理由を含んだ報告書を共和国大統領に提出する。

共和国大統領は、10日以内に議会へ報告書を差し戻すことができる。議会が再度首相の責任を可決した場合、共和国大統領は、議会と政府の間の争議の決着を国民投票に委ねることができる。

国民投票は、議会の最終の票決日より30日以内に行われ、その場合、議会の会期は停止される。

国民投票が、政府を支持する結果を出した場合、議会は解散する。そうでない場合は、共和国大統領は内閣総辞職を受理する。

第 128 条

人民議会が、副首相、大臣あるいは次官の不信任を決議した場合、当該者は辞職しなければならない。

首相は、人民議会によって責任が決定された場合、共和国大統領に辞表を提出する。

第 129 条

人民議会は、少なくとも20人の議員によって、公的問題についての審議を要求し、それに関する政府の政策を明らかにすることができる。

第 130 条

人民議会の議員は、公的問題について、首相、副首相あるいは大臣に対して意見を表明することができる。

第 131 条

人民議会は、特別委員会を設置して、あるいは一つの委員会に委任して、行政省庁、公共機関、他の執行・行政機関、および公共部門の事業の活動について調査することができる。委員会は、その財政上、運営上あるいは経済上の状況について、また以上の活動に関連するあらゆる事項について調査し、その結果を議会に報告する。

当該委員会は、その任務の遂行において、必要な証拠を集めること、また必要な意見を聴取することができる。すべての執行・行政機関はその要請に応じ、関係の文書あるいは資料などを提出する義務がある。

第 132 条

共和国大統領は、人民議会の通常会の開会日に国家の一般政策の表明を行う。大統領は議会で他の事項についての表明も行うことができる。

人民議会は、共和国大統領の政策について討議することができる。

第 133 条

首相は、組閣後、人民議会の通常会の開会日に内閣の政綱を提出する。

人民議会は、その政綱を討議することができる。

第 134 条

首相、副首相、国务大臣および次官は、人民議会の議員であることが許される。また、その内議員でない者も、人民議会およびその委員会に出席することができる。

第 135 条

首相および大臣は、人民議会やその委員会で発言を求められた場合、それに応じなければならない。その場合、必要な上級官僚の補佐を受けることができる。議員である首相および大臣のみが、票決に参加することができる。

第 136 条

共和国大統領は、必要な場合および国民投票後の場合を除いて、人民議회를解散することはできない。共和国大統領は、人民議会の会期を停止することおよび 30 日以内に国民投票を実施することの決定を発表する。投票者の絶対多数が解散に賛成した場合、共和国大統領はその決定を公布する。

その決定の公布において、国民投票の結果の発表から 60 日以内に行われる新しい人民議会の選挙についての有権者へ呼びかけが同時に行われる。

新人民議会は、選挙終了日から 10 日以内に召集される。

第3章 行政権

第1節 共和国大統領

第137条

共和国大統領は、行政権を掌握し、憲法の定める方法によりこれを行行使する。

第138条

共和国大統領は、憲法の定める方法によって、内閣と共同して国家の一般政策を立案し、その執行を監督する。

第139条

共和国大統領は、一名あるいは複数の副大統領を任命し、その権限を定め、またこれを罷免することができる。

共和国大統領に対する職責を定めた規則は、副大統領に適用される。

第140条

共和国副大統領は、就任に先立って、共和国大統領の前で次の誓約を行う。「私は、全能なる神の名にかけて、共和体制を忠実に擁護し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に十分に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う。」

第141条

共和国大統領は、首相、副首相、大臣、次官を任命し、またこれを罷免する。

第142条

共和国大統領は、閣議を召集し、これに出席する権利があり、出席した閣議では大統領がそれを主導し、大臣から報告を求める権利がある。

第143条

共和国大統領は、法律の定める方法に従って、文武官、および外交代表を任命し、またこれを罷免する。

また、外国の外交代表は共和国大統領の信任を受ける。

第144条

共和国大統領は、法律の施行において、この修正、妨害、履行の免除ができないような規則を公布する。共和国大統領は、他の者にこの規則の公布を委任することができる。必要な規則をどの機関が発するかについては、法律がこれを定める。

第145条

共和国大統領は、統制に関する規則を公布する。

第 146 条

共和国大統領は、公益福祉業務の設立と組織化に必要な命令を公布することができる。

第 147 条

人民議会在休会中に、緊急措置をとるべき事態が発生した場合、共和国大統領は、法的効力をもつ命令を発することができる。

その命令は、議会在会期中の場合、発布日から 15 日以内に人民議会に提出されなければならない。議会在解散中あるいは閉会中の場合、次回の最初の会議に提出される。提出されない場合には、そのための決定を行う必要なしに、それは遡及的に法的効力を失う。議会に提出され、議会在承認しない場合については、それは遡及的に法的効力を失う。但し、議会在前期間にその有効性を認めている場合、あるいは他の方法でその有効性に関連して決定を行っている場合は例外とする。

第 148 条

共和国大統領は、法律で定める方法により、非常事態を宣言する。この宣言は、承認を得るためにこれに続く 15 日以内に人民議会に提出されなければならない。

人民議会在解散している場合には、新議会の最初の会議に提出される。いかなる場合においても、非常事態宣言は一定期間に限られ、人民議会的承認なしに延期することはできない。

第 149 条

共和国大統領には、恩赦を与える権利あるいは減刑を行う権利を有する。但し、大赦については、法律がこれを定める。

第 150 条

共和国大統領は、軍の最高司令官である。大統領は、人民議会的承認を得た後に戦争を宣言する。

第 151 条

共和国大統領は、条約を締結し、適切な説明を付して人民議会に通告する。条約は、所定の手続きに基づいて締結、批准、公布された後、法的効力を持つ。

但し、講和条約、同盟条約、通商条約、航海条約、および国家領地の変更に関する条約、主権に関する条約、予算に含まれない国庫の負担を伴う条約のすべては、人民議会的承認を得る必要がある。

第 152 条

共和国大統領は、国家の重大な利益に関する重要事項について、国民投票を実施するこ

とができる。

第2節 政府

第153条

政府は、国の最高の執行および行政機関であり、首相、副首相、大臣および次官で構成される。

首相は、政府の任務を指揮する。

第154条

大臣および次官は、エジプト人であり、太陽暦で35歳に達し、かつ市民的・政治的権利を享受するものでなければならない。

第155条

閣僚は、就任に先立って、共和国大統領の前で次の誓約を行う。「私は、全能なる神の名にかけて、共和体制を忠実に擁護し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に十分に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う。」

第156条

内閣は特に以下の任務を遂行する。

- (1) 法律および共和国令に基づき、共和国大統領と共同して国家の一般政策を作成し、その執行を指揮する。
- (2) 行政省庁およびその下部機関、公共機関、公共部門の任務を指導し、調整し、監督する。
- (3) 法律および共和国令に基づき、行政・執行決定を発令し、その履行を監督する。
- (4) 法律や共和国令を起草する。
- (5) 国家の一般予算案を編成する。
- (6) 国家の一般計画案を起草する。
- (7) 憲法の規定に従い、借款を契約し、これを付与する。
- (8) 法律の施行を監督し、国家の安全の維持し、かつ国民の権利と国家の利益を保護する。

第157条

大臣は、各省庁の最高執行責任者であり、国家の一般政策の範囲において担当省庁の政策の起草し、それを履行する。

第158条

国務大臣は在任中、自由業に就くこと、あるいは商業、金融業、工業関係の活動に従事

ことはできない。また、いかなる国家財産を購入し、賃貸し、あるいは自己の財産の一部を国に賃貸し、売却し、または国家財産と交換することはできない。

第 159 条

共和国大統領および人民議会は、大臣が職務遂行において、あるいは職務に関連して犯した犯罪について告発する権利を有する。

人民議会による大臣の告発は、少なくとも議員の 5 分の 1 による提議に基づき、告発は議員の 3 分の 2 以上の多数によって成立する。

第 160 条

告発された大臣は、判決が下されるまで職務を停止する。大臣の起訴および裁判は、職務停止によって妨げられない。大臣の裁判、裁判の手続きおよび保障、刑罰については、法律で定めた方法に従う。

前記の規定は、次官に対しても適用される。

第 3 節 地方行政

第 161 条

エジプト・アラブ共和国は、行政単位に区分され、法人格を有し、県と市と村から成る。公共の利益のために必要な場合は、法人格をもつ他の行政単位を設立することができる。

第 162 条

地方人民議会は、各段階の行政単位において直接選挙の方法により漸次的に形成される。地方人民議会の議員の少なくとも半数は、労働者および農民でなければならない。漸次的な地方人民議会への権限の移行は、法律で保障される。

地方人民議会の議長および副議長は、議員による選挙によって選ばれる。

第 163 条

地方人民議会の設置方法、その権限、歳入、議員の保障、人民議会および政府との関係、また開発計画の起草と履行および各種活動の監督にあたっての役割については、法律がこれを定める。

第 4 節 特別人民評議会

第 164 条

国家レベルの特別人民評議会は、国家にあらゆる側面の活動における一般政策の立案に協力する。この評議会は、共和国大統領の管轄下にあり、その組織全般および権限については、共和国令がこれを定める。

第4章 司法権

第165条

司法権は独立である。その権限は、各種および各段階の裁判所により行使され、判決は法律に従って下される。

第166条

裁判官は、独立であり、法律を除くいかなる権威にも拘束されない。いかなる権力も、裁判あるいは司法に係わる事項に対して、介入することはできない。

第167条

司法機関およびその権限の規定、また司法機関の組織内容および関係者の任命と転任の条件と手続きについては、法律によりこれを定める。

第168条

裁判官は、罷免されない。裁判官の懲戒手続きは、法律により定める。

第169条

法廷は、公共の秩序あるいは善良の風俗の維持を考慮して裁判所が非公開の決定を行う場合を除いて、公開とする。判決の言い渡しは、いかなる場合においても公開で行われる。

第170条

人民は、法律が定めた方法および範囲において、司法の執行に参加する。

第171条

国家治安裁判所の設置については、法律によりこれを定める。法律は、その権限および裁判官が満たすべき条件についても規定する。

第172条

国家評議会は、独立の司法機関で、行政上の問題および懲戒事件の裁定を行う。その他の権限については、法律よりこれを定める。

第173条

共和国大統領が主導する最高評議会は、司法機関に関する事項を監督する。最高評議会の設置方法、権限、任務遂行の規則については、法律によりこれを定める。また司法機関に関する事項を定める法律案について助言する。

第5章 最高憲法裁判所

第174条

最高憲法裁判所は、エジプト・アラブ共和国における独立した権限をもつ、単独の司法

機関であり、その所在地をカイロとする。

第 175 条

最高憲法裁判所は、法律および規則の合憲性について司法審査を行い、立法の解釈権を行使する唯一の機関とする。これらすべては、法律の定める方法に基づく。

最高憲法裁判所の他の権限およびその手続きについては、法律により定める。

第 176 条

最高憲法裁判所の設置方法、裁判官の満たすべき条件、権利および免責については、法律によりこれを定める。

第 177 条

最高憲法裁判所の裁判官は、罷免されない。同裁判所は、法律が定めた方法に基づいて、裁判官を審問する権限を有する。

第 178 条

最高憲法裁判所による法律および規則の合憲性に関する判決、および立法上の解釈についての決定は、官報に公表される。違憲判決に伴う措置に関しては、法律によりこれを定める。

第 6 章 社会主義検察長官

第 179 条

社会主義検察長官は、人民の権利および社会と政治体制を守り、社会主義的成果と社会主義的行動への献身を維持するための対策をとる責任を負う。その他の権限については、法律によりこれを定める。社会主義検察長官は、人民議会の監督を受ける。これらはすべて法律が定める方法に従う。

第 7 章 軍隊および国家防衛委員会

第 180 条

国家のみが軍隊を組織する権利を有し、それは、人民に属する。軍隊の任務は、祖国を守り、その領土と安全を維持し、人民の社会主義的闘争による成果を保護することにある。いかなる集団や団体も、軍隊あるいはこれに準ずる組織を設立することは許されない。

軍隊の兵役任務および昇進の条件については、法律によりこれを定める。

第 181 条

国家総動員は、法律に従って行われる。

第 182 条

「国家防衛委員会」と称される委員会が設立され、共和国大統領が議長を務める。国家防衛委員会は、国の安全を保障する方法に関する事項を審議する権限をもつ。その他の権限については、法律によりこれを定める。

第 183 条

軍事裁判およびその権限は、憲法の原則の範囲内において、法律によりこれを定める。

第 8 章 警察

第 184 条

警察は、国内治安機関であり、その最高責任者は共和国大統領である。

警察は国民への奉仕を義務とし、国民の平和と安全を保障し、秩序と治安と道徳の維持に努める。法律が定めた方法により、法律や規則が課した義務の遂行に責任をもつ。

第 6 部 一般規定および暫定規定

第 185 条

エジプト・アラブ共和国の首都をカイロとする。

第 186 条

エジプトの国旗およびそれに関する規定、また国の紋章およびその規定は、法律により定める。

第 187 条

法律の規定は、それが施行された日以降のみに適用され、遡及的な効力は有しない。但し、刑事事件の場合を除いては、人民議会の議員の過半数の承認により、法律の規定は遡及的な効力を有する。

第 188 条

法律は、公布日より 2 週間以内に官報に公表され、期日が定められる場合を除いて、官報で公表された日から 1 ヶ月後に発効する。

第 189 条

共和国大統領および人民議会は、憲法の 1 条項あるいはそれ以上の条項の改正を要求することができる。改正の要求には、改正を要求する条項および改正を求める理由を添える必要がある。

要求が人民議会から提出される場合、議員の少なくとも 3 分の 1 の署名がなくてはなら

ない。

人民議会は、いかなる場合においても、改正の原則について審議し、議員の過半数によってその原則が可決される。要求が否決された場合、否決から 1 年以内は同じ条項の改正を要求することはできない。

人民議会在改正の原則を可決した場合、その可決から 2 ヶ月以降に改正が要請された条項について審議する。議員の 3 分の 2 以上が改正について賛成した場合、改正条項は国民に提示され、国民投票に付される。

国民が改正を承認した場合、それは国民投票の結果が発表された日より施行されるものとする。

第 190 条

共和国大統領の任期は、共和国大統領の選挙が公布された日から 6 ヶ年で満了する。

第 191 条

本憲法の公布以前に制定されたすべての法律および規則の条項は、効力を有する。但し、その条項は、本憲法が定めた法則および手続きに従った場合、廃止あるいは修正することができる。

第 192 条

最高裁判所は、最高憲法裁判所が設置されるまで、最高裁判所の設立に関する法律が定める任務を遂行する。

第 193 条

本憲法は、国民投票による国民の承認が公布された日から施行される。

第 7 部 新規定

第 1 章 諮問委員会

第 194 条

諮問委員会は、1952 年 7 月 23 日と 1971 年 5 月 15 日の革命の原則を維持し、祖国の統一と社会の安全を強化し、また勤労者の団結、社会主義的成果、社会の基本構成、その崇高な価値、権利、自由、公共の義務を保護し、民主的社会主义体制を發展、拡大させるための調査と提言を行うことを任務とする。

第 195 条

諮問委員会は、以下の事項について提言を行う。

- (1) 憲法の 1 つあるいはそれ以上の条項の改正についての提案。
- (2) 憲法を補足する法律案。
- (3) 社会経済開発の一般計画案。
- (4) 講和条約、同盟条約、国家の領土の変更あるいは主権に関するあらゆる条約。
- (5) 共和国大統領が同委員会に提言を求める法律案。
- (6) 国の一般政策、対アラブあるいは対外政策について、共和国大統領が同委員会に提言を求めるあらゆる事項。

同委員会は、共和国大統領および人民議会にこれらの事項に関する意見を提出する。

第 196 条

諮問委員会は、法律が定めた定員数から構成される。但し、定員数は 132 名以上とする。同委員会の 3 分の 2 の委員は、秘密の直接選挙で選ばれる。但し、少なくともその半数は労働者および農民とする。

残りの 3 分の 1 の委員は、共和国大統領が指名する。

第 197 条

諮問委員会の選挙区、各選挙区の定員数、候補者および指名者が満たすべき条件については、法律によりこれを定める。

第 198 条

諮問委員会の委員の任期は 6 年とする。法律により、選挙で選出された委員と指名された委員の半数は、3 年毎に行われる選挙あるいは指名によって入れ替わる。

任期を満了した委員が再選あるいは再任されることは、常に可能である。

第 199 条

諮問委員会は、年次通常委員会の最初の会議で、一人の議長と二人の副議長を選出する。

これらの職が空席になった場合、委員会は残留期間の後任者を選出するものとする。

第 200 条

諮問委員会の委員と人民議会の議員の兼任は、許されない。

第 201 条

首相、副首相、大臣および他の政府関係者は、諮問委員会に対して責任を負わない。

第 202 条

共和国大統領は、人民議会の議長が議長を務める人民議会と諮問委員会の合同会議において、国の一般政策あるいは他のいかなる事項も表明することができる。

共和国大統領は、諮問委員会でいかなる事項も表明することができる。

第 203 条

首相、大臣および他の政府関係者は、諮問委員会あるいはその小委員会で権限内の事項について表明することができる。

首相、副首相、大臣および他の政府関係者は、諮問委員会あるいはその小委員会で発言を求められた場合、それに応じなければならない。その場合、必要な上級官僚の補佐を受けることができる。大臣および他の政府関係者は、議決の際、諮問委員会の委員でない限り議決権はない。

第 204 条

共和国大統領は、必要な場合を除いて、諮問委員会を解散することはできない。

諮問委員会の解散の決定は、解散決定の公表日から 60 日以内に行われる新しい諮問委員会の選挙についての有権者への呼びかけを同時に伴う。

選挙の実施日から 10 日以内に同委員会は開催される。

第 205 条

憲法における次の条項の規定は、諮問委員会に関して適用される。該当条項は、第 89 条、第 90 条、第 91 条、第 93 条、第 94 条、第 95 条、第 96 条、第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条、第 104 条、第 105 条、第 106 条、第 107 条、第 129 条、第 130 条、第 134 条である。但し、これらは本章で示された規定と矛盾しないものとする。また、諮問委員会およびその議長は、前記の条項で定められた任務を遂行する。

第 2 章 報道権

第 206 条

報道は、民衆の独立した権利であり、憲法および法律が定めた方法に従って、使命を果たすものとする。

第 207 条

報道は、自由と独立の立場から、種々の方法によって社会に奉仕する使命を果たす。社会の基本構成の枠内において、また自由、権利および公共の義務を維持し、国民の私生活の不可侵を尊重する範囲において、憲法および法律に従って、世論の傾向を示し、その形成と動向に寄与する。

第 208 条

報道の自由は保障され、検閲は禁止される。行政手段による報道への警告、活動停止、廃止は、これを禁じる。これらは、憲法および法律に従うものとする。

第 209 条

公的法人、私的法人、および政党は、新聞の出版およびその所有の自由を法律により保障される。

新聞の財政および所有状況は、憲法および法律が定めた方法によって、人民の監視を受ける。

第 210 条

報道関係者は、法律が定める規則に従って情報を得ることができる。その活動は法律以外の権威には従わないものとする。

第 211 条

報道に関する事項については、高等評議会がその任務を負う。同評議会の設置方法、権限、国家権力との関係については、法律によりこれを定める。

同評議会は、報道の自由と独立を強化し、社会の基本構成を維持し、国家統一と社会平和を守るために、憲法および法律が定めた方法により権限を行使する。

(訳：池田 美佐子)

解 説

池田 美佐子

ここに全訳した「エジプト・アラブ共和国憲法」憲法は現行のエジプト憲法で、1971年9月11日に制定され（翌日9月12日に公布）、続いて1980年に一部改正及び補足が行われ、同年5月22日の国民投票により承認されたものである。

71年憲法が制定されたのは、70年9月のナセルの死去に続いてサダトが大統領に就任し、71年5月の「修正革命」により政敵のアリー・サブリーを倒して、サダトが政権を確立した直後である。つまり、サダトがナセルの政策を大きく転換して独自性を明確に打ち出すには至っていない時期である。従って、71年憲法にはナセル時代の憲法との違いは一見明確には現れていない。しかし、その兆候は、後述するようにすでに各所に観察される。

サダトによるナセルの政策の転換は、71年憲法の制定後、72年7月のソ連の軍事顧問のエジプトからの追放に始まり、73年10月の第4次中東戦争を契機として大きく変わってゆく。サダトは、対外的にはイスラエルとの和平の実現を目指し、77年11月にエルサレムを訪問し、78年9月のキャンプ・デービッド合意を経て、79年3月にはイスラエルと単独の和平条約を締結するに至った。一方国内において、経済開放政策「インフィターフ」を打ち出し、また限定的な政治的自由化に乗り出したのは、第4次中東戦争以降である。経済開放政策については、74年に海外投資の奨励と国内の民間企業の育成を主要な目的とした基本路線が提示され、それ以降政府主導の下にその政策が実施されていった。政治的自由化においても、きわめて限定された形ながら、76年に政権の支持基盤として組織されたアラブ社会主義連合内に中道、右派、左派からなる3つの政治集団の形成が許され、続いてその政治集団を政党とすることが発表された。のち、アラブ社会主義連合は、その地位を次第に政府の認可を得た諸政党に譲ることになっていった。

このように、サダトは71年憲法制定後、次々と新しい政策を展開していった。そして、81年10月に凶弾に倒れる約1年半前の80年5月に、71年憲法の改正と補足を行っている。この改正及び補足には、上述したサダトによる政策の転換が明瞭に反映されている。しかしながら、71年憲法と80年の改正及び補足を、52年革命後の憲法の大きな流れの中で捉えると、浮かび上がってくるのはサダトの独自性だけではない。ナセル時代から一貫して変わらない政策、あるいはナセルの政策を更に押し進めた側面についても強調すべき

であろう。

81年にサダト政権を引継いだムバラク大統領は、今日までの約20年間サダト時代の憲法をそのまま踏襲している。ムバラクはサダトとは対照的に、大きな変化を求めずバランスを保つことに努める実務派であるが、ムバラクが基本的にサダト路線、そしてサダトが継承したナセルの基本的な統治形態を受け継いでいることに違いはない。

71年憲法と80年の改正及び補足の特徴を考察する前に、エジプトの71年憲法以前の憲法について、簡単に述べておくことが適切であろう。中東諸国の中においてエジプトの近代憲法は比較的長い歴史をもつ。最初の憲法は、「オラービー革命」の最中の1882年に制定された。しかし、これはわずか半年後にイギリスのエジプト占領の結果廃止された。2番目の憲法は、イギリスが1922年エジプトに名目上の独立を与えた翌年の23年に制定された。立憲君主制下のこの憲法は、30年には王権を拡張した憲法にとって代わられたが、34年に復活し、52年の自由将校団による7月革命の直後まで続いた。52年に革命を成し遂げた自由将校団は、まず53年2月に暫定憲法を公布し、ナセルが政権を掌握したのちの56年6月に「エジプト共和国憲法」を制定した。この憲法では共和制下でのきわめて強固な大統領の権限が規定され、この基本的特徴は71年憲法まで一貫している。しかし、2年後の58年にエジプトはシリアとアラブ連合を結成したために、新たに「アラブ連合暫定憲法」が58年3月に公布された。続いて61年にシリアがアラブ連合から離脱し、エジプトはさらに64年に単独で「アラブ連合暫定憲法」を公布した。71年憲法は、この64年の暫定憲法に続くものであった。このように、52年の革命から71年の憲法制定まで、エジプトの憲法事情はきわめて流動的であったことが指摘できる。革命政権樹立から最初の20年間に、暫定憲法も含めて5つの憲法が続いたのに対し、71年から約30年間の変化は80年の改正のみであり、71年までの状況と比べて対照的に安定している。

71年憲法の特徴については、まずは行政権をもつ大統領の強力な権限が指摘できる。これは、56年憲法から引き継がれている特徴である。対照的に、立法権をもつ人民議会の権限は明らかに弱く、また司法権も基本的の独立が謳われているが、行政権の関与を示唆する条項も同時に存在する。具体的には、大統領は、副大統領、首相、副首相、大臣および次官を任命し、かつ罷免でき（第139条、第141条）、また大統領には法律案を拒否する権限がある（第112条）。さらに、人民議会が休会中、あるいはその他の場合でも法的効力のある命令を下すことができる（第108条、第147条）。また、大統領は、非常事態を宣言でき（第148条）、その下で大統領はさらに広範な権限を行使できる。実際、エジプトは、サ

ダト暗殺以来非常事態の体制下にある。さらに、大統領は軍の最高司令官であり（第 150 条）、また内閣ともに国家の一般政策の立案を担う（第 138 条）。

一方 71 年憲法には、サダトによる政策転換の兆しもすでに見受けられる。71 年憲法を 64 年憲法と比較すると、次のような変化が指摘できる。まずは、64 年憲法（第 1 条）において国名は「アラブ連合共和国」であるのに対し、71 年憲法（第 1 条）では「エジプト・アラブ共和国」となり、アラブ主義を継承すると同時に、「エジプト」を国家の基本的枠組みとして復活させている。71 年憲法における次の大きな特徴は、イスラームのシャリーアについての新しい言及である。71 年憲法と同様に 64 年憲法（第 5 条）においても、イスラームはエジプトの国教と明記されているが、71 年憲法（第 2 条）では「イスラームのシャリーアの原則は、立法上の主要な法源の 1 つである」という新しい規定が付け加えられており、ナセル期とは一線を画したイスラームを重視する路線がすでにこの時点で提示されている。この条項は下記に述べるように、80 年にさらに修正が加えられる。71 憲法の特徴としてさらに挙げられることは、「法の支配」の新規定である。64 年憲法では「法の支配」の言及は全くないのに対して、71 年憲法では第 4 部に「法の支配」が設けられている。ここでは、「法の支配は、国家統治の基礎である」（第 64 条）、あるいは「国は法に従う」（第 65 条）という条文があり、さらに司法の独立と特権（第 65 条）も明記されている。但し、司法の独立を脅かす可能性を示唆した条文も存在する。例えば、最高評議会（第 173 条）あるいは最高憲法裁判所（第 174 条 第 178 条）に関する条文がそれにあたり、前者は大統領の主導によって司法機関の事項を監督する機関であり、後者は法律の合憲性や立法の解釈権を単独に有した独立の機関である。さらに、国家治安裁判所の存在を規定した条文（第 171 条）もそれにあたる。しかし、法の支配という概念の条文化は中身の概念ではなく、これもナセル時代から一線を画し、法の支配を明示することによって政権の正当性の確保を意図したサダトの政策の一例と言えよう。実際に 71 年憲法制定以来、特に 80 年代には、法の支配は抽象的な規定にとどまらず、裁判官の独立性を裏付ける事例や一般法廷での政治的事件の裁判の増加などの現象が指摘でき、国家が法の支配を遵守する傾向にあるといえよう。

71 年憲法は 64 年憲法で示された大統領の強力な権限の規定を継承していることは述べたが、71 年憲法ではさらに大統領の権限の強化を示唆する条項が見られる。例えば、64 年憲法では、政府は議会に対して責任を負うため、議会は政府の不信任を決定することができる（第 83 条および第 89 条）。しかし、71 年憲法では、人民議会議長が不信任を決定できる

のは副首相、大臣、次官のみであり（第126条）、首相については人民会議は責任のみ追及でき、大統領は、その決定に同意しない場合それを人民議会に差し戻すことができる（第127条）。さらに、71年憲法には64年憲法にはない独立の「社会主義検察長官」という役職が設置されている。同長官は大統領によって任命され、社会と政治体制および社会主義を守ることを任務とし、社会主義的秩序に反する者の財産の差し押えなどをを行う。実際の活動は、やみ取り引きや不正な投資活動の検挙など経済領域を中心に行われている。

1980年の憲法改正によって修正された条項は、第1条、第2条、第4条、第5条および第77条で、第194条より第211条は新规定として新たに補足された。この改正は、サダトが70年代に新たに打ち出した基本政策の集大成としての意味合いをもつ。ここでは、国家の基本体制、特に経済と政治の体制の修正が明示されている。

第1条の改正は、エジプト国家の体制の規定に関するもので、71年憲法ではエジプト・アラブ共和国は「民主主義的および社会主義的体制の国家」であるのに対し、改正後は「民主的社會主義体制の国家」となっており、「および」の有無の違いであるが、根本的に異なった意味をもつ。前者においては、政治は民主主義を基礎とし、経済・社会は社会主義を土台とすると解釈される。この場合の民主主義は、議会政治や複数政党制を意味するものでなく、民衆の意思を反映し、民衆の利益を実現させるための政治を意味する。一方、改正後の「民主的社會主義体制の国家」は、政治、経済、社会の各分野において「民主的社會主義体制」を実現することを意味しており、政治的には制限付きの複数政党制を導入し、経済的には国家主導による経済体制に自由経済の要素を取り込んでいった政策を包括した新しい体制の枠組みである。

第2条の改正は、イスラームのシャリーアに関するものである。71年憲法では新しくシャリーアが立法上の法源の1つとして規定されたことは上述したが、改正後は「イスラームのシャリーアの原則は、立法上の主要な法源である」と改められ、「法源の1つ」の「1つ」が削除された。表現上は、定冠詞が付与されただけであるが、これは重大な変化であった。つまり、立法においてシャリーアを最重要の法源とすると解釈でき、これをめぐってはすでに議論が起こっており、イスラーム主義者と最高憲法裁判所の解釈が対立している。71年憲法においてシャリーアに言及した背景と同様、80年の憲法改正時もイスラームに対する国民の関心の高まりを反映しての決定であるが、この解釈をめぐってはさらに議論が続くものと考えられる。

第4条と第5条は、それぞれ経済体制と政治体制に関する改正で、両条項は第1条の国

家体制の規定の改正に対応した修正である。まず第 4 条については、経済の体制は「社会主義体制」と規定した 71 年憲法に対して、改正後の経済体制は「民主的社会主義体制」となり、続いて「階級差を排除する」という 71 年の条文は、改正によって「所得格差を是正し、合法的な所得を保護し、国民の義務の公平な負担を保障する」と改められた。第 5 条は、政治体制の規定の改正である。71 年憲法では唯一合法の政治組織としてのアラブ社会主義連合の規定であったが、改正後は、アラブ社会主義連合の言及はなく、それにかわってエジプトの政治体制は「複数政党制に基づく」と変更された。但しこれには、「エジプト社会の基本的構成要素や原則の枠内」とあるとの制限が明記されている。この条項は、すでに 76 年に制限付きの政党結成が認められている事実から予想された改正である。

最後の改正内容は、第 77 条の大統領の再選の規定である。71 年憲法では、大統領の再選は 6 年の任期で可能であるとするのに対し、改正では再選の任期に規制はなく、単に「再選は、これを認める」とした。これは明らかに、サダトが自己の大統領任期の更新を念頭に入れたものである。

改正と同時に制定された新规定（第 7 部）は諮問委員会（第 1 章 第 194 条～第 205 条）と報道権（第 2 章 第 206 条～第 211 条）からなる。諮問委員会は、大統領および人民議会に助言をする機関で議決権はない。委員は 6 年の任期で 3 分の 2 は選挙で選ばれ、残りは大統領の指名による。第 194 条は諮問委員会の任務を規定しており、そこでは 1952 年 7 月 23 日の革命とともに「1971 年 5 月 15 日の革命」、つまりサダトが自己の権力を確立した「革命」が明記され、その二つの革命の維持を諮問委員会の任務の 1 つとしている。最後の報道権は、制限付きの報道の自由を保障したもので、これもサダトが「報道の自由」をアピールし、民主化と法の遵守を自らの独自性として示した例といえよう。

現行の憲法は、以上みてきたように、強力な大統領権と社会主義の理念に代表されるナセル時代の政権運営と、国家の主導による、限定的な経済の自由化と政治の民主化およびイスラームの役割の拡大を図ったサダトの新路線の両方を反映している。ムバラク大統領は、この憲法に反映された基本姿勢にそって、過去 20 年間現政権を主導している。政治の民主化については、80 年の改正によって制限付きの複数政党制が明記され、エジプト国民は、これまでにその枠組みを最大限に利用して、政治の民主化を精力的に押し進めている。この趨勢は、政府の主導下の民主化を目指している現政権にとって必ずしも好ましい状態ではなく、反体制勢力と政府の間の緊張関係は恒常化している。このような状況の中で、自己の正当性を求めている現政権にとって、現行の憲法は、その権力を支える大きな支柱

となっているといえよう。